

消 防 危 第 19 号
令和 2 年 1 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における
保安確保について

日頃より、移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について（令和元年 8 月 22 日付け消防危第 116 号通知）」により実施を依頼した移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について、別添 1 のとおり取りまとめましたので通知します。あわせて、危険物の移送等における保安の確保のための留意事項について、別記のとおり取りまとめましたので参考としていただきますようお願いするとともに、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知徹底くださいますようお願いいたします。

また、この結果については、別添 2 のとおり公益社団法人全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連絡協議会にも通知し、注意喚起をしていますので参考として添付します。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	小島、大西
電 話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果の概要

移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 15.87%（前年 15.76%）であり、昨年と比較すると 0.11 ポイント増加した。

今回の立入検査結果から確認された課題については次のとおりである。

- （１） 移動タンク貯蔵所における無許可車両数は 110 台であり、昨年と比較すると 2 台減少しているが、高止まりの状況である。
- （２） （１）の違反事例を確認すると、容器への詰替えを行うことを目的とする移動タンク貯蔵所の注入ホースの先端部の注入ノズルについて、手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えた注入ノズルに無許可で変更を行っていた事例や、手動開閉装置を開放の状態で固定できるように無許可で改造した事例が、合計 40 台となっており、無許可車両数の約 4 割を占めている。
- （３） 移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,008 台であり、昨年と比較すると 217 台減少したが、依然、他の項目と比べても非常に違反台数が多い。

2 総括表

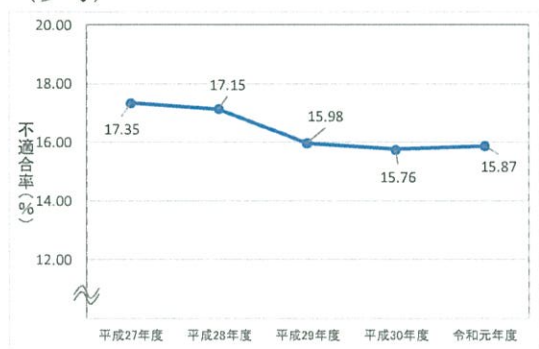
実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関との協力状況	
			実施車両数	不適合等車両数						実施車両数	不適合車両数	認識状況不良車両数			
				不適合等車両数		無許可車両数									
				(a)・(b)	他の行政庁	(a)	他の行政庁	(b)	他の行政庁						
道路上	559	811	1469	379	196	362	191	17	5	276	32	6	559	0	
常置場所	439	4946	13363	1942	1	1874	1	68	0						
危険物の積卸し場所	42	108	613	96	20	96	20	0	0	71	13	0			
その他	233	859	7375	1230	5	1205	3	25	2	216	20	0			
合計	※713	6724	22820	3647	222	3537	215	110	7	563	65	6			

- 備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。
- 2 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1 件以上不適合が認められる車両をいう。
- 3 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。
- 4 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。
- 5 移動タンク貯蔵所の基準不適合車両数、無許可車両数及び不適合車両数等欄の「他の行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。
- 6 ※の「実施消防機関数」の合計は、延数ではなく実数である。

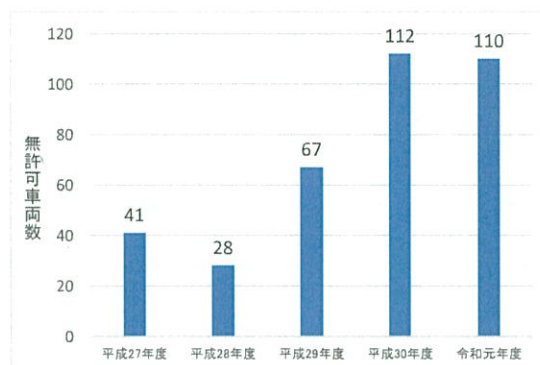
3 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数等の推移

年度	移動タンク貯蔵所					危険物運搬車両			合 計		
	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合 車両数	無許可 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)
平成27年度	22,459	3,936	3,895	41	17.53	574	60	10.45	23,033	3,996	17.35
平成28年度	23,153	3,994	3,966	28	17.13	550	71	12.91	23,703	4,065	17.15
平成29年度	23,220	3,741	3,674	67	16.11	542	56	10.33	23,762	3,797	15.98
平成30年度	22,884	3,636	3,524	112	15.89	566	59	10.42	23,450	3,695	15.76
令和元年度	22,820	3,647	3,537	110	15.98	563	65	11.55	23,383	3,712	15.87

(参考)



不適合率の推移 (最近5年間)



無許可車両数の推移 (最近5年間)

※ 無許可車両とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。

4 基準不適合車両の項目別内訳

項 目		不適合車両数		増減数
		令和元年度	平成30年度	
貯蔵、取扱の 基準不適合 (法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵(政令第24条第1号)	20	27	-7
	貯蔵、取扱の不備による流出等(政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)	41	31	10
	マンホールのふた不適合	4	8	-4
	完成検査済証等備え付け義務違反(政令第26条第1項第9号)	532	509	23
	その他の貯蔵、取扱の基準違反(政令第24条～第27条(上記の各項号を除く))	239	265	-26
	小 計	832	832	0
	常置場所に係る基準不適合(政令第15条第1項第1号)	65	95	-30
	タンク本体に係る基準不適合 (政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離登績 199 変形、破損 19 流出有 0 その他 54	227 22 1 43	-28 -3 -1
	附属装置に係る基準不適合 (政令第15条第1項第4号(防護板を除く)、第5号、第6号)	変形、破損 48 機能不良 50 その他 88	37 47 89	11 3 -1
	配管及び弁等に係る基準不適合 (政令第15条第1項第9号～第12号)	変形、破損 33 流出有 0 機能不良 129 その他 108	35 0 134 122	-2 0 -5 -14
設備等の基準 維持義務違反 (法第12条第1項)	電気設備、接地導線の不良等(政令第15条第1項第13号、第14号)	593	590	3
	表示、標識の未設置等 (政令第15条第1項第17号)	未設置、不足 51 その他 366	54 429	-3 -63
	消火器の未設置等 (政令第20条)	未設置、不足 79 その他 443	76 410	3 33
	その他の設備等の基準不適合(政令第15条第1項(上記各号を除く))	524	417	107
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)	2	1	1
	IMDGコード不適合	0	0	0
	給油タンク車の特例基準不適合(政令第15条第3項)	7	0	7
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第4項)	0	0	0
	小 計	2858	2828	30
	危険物取扱者無乗車(法第16条の2第1項)	10	20	-10
移送の基準 不適合 (法第16条の2)	運転要員不足(政令第30条の2第2号)	0	1	-1
	危険物取扱者免状不携帯(法第16条の2第3項)	35	41	-6
	その他の移送基準に係る不適合(政令第30条の2第1号及び第3～5号)	10	11	-1
	小 計	55	73	-18
	定期点検に係る義務違反(法第14条の3の2)	1008	1225	-217
	漏れの点検未実施	385	466	-81
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法第13条の23)	382	345	37
	合 計	5135	5303	-168
危険物 運搬 車両	運搬容器の技術上の基準不適合(政令第28条)	0	3	-3
	積載方法基準不適合 (政令第29条)	収納、表示不適合(政令第29条第1号、第2号) 8 流出有 0 積載不適合(政令第29条第3号、第4号、第7号) 10 被覆不適合(政令第29条第5号) 0 混載不適合(政令第29条第6号) 0 小 計 18	7 1 13 0 1 21	1 -1 -3 0 -1 -3
	運搬方法基準不適合 (政令第30条)	標識 (政令第30条第1項第2号) 6 消火器 (政令第30条第1項第4号) 10 その他 22 小 計 67	未揭示、不足 5 その他 7 未設置、不足 6 その他 18 13 49	12 -1 6 -8 9 18
	その他 運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	6	7	-1
	合 計	91	80	11

5 イエローカードの携行状況

(1) 移動タンク貯蔵所 携行率 97.3% (179台/184台)

(2) 危険物運搬車両 携行率 75.0% (39台/52台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の結果を踏まえ、次の①から④までの観点から、下記に掲げる事項を危険物の移送等における保安確保のための重点項目とする。

- ① 重大事故の発生を防止する観点
- ② 近年の事故の傾向であるヒューマンエラーや腐食疲労等劣化による事故を防止する観点
- ③ 基準不適合車両数が昨年と比べ顕著に増加している項目を低減させる観点
- ④ 無許可変更車両数を低減させる観点

この重点項目に留意の上、危険物を輸送する事業者に対し危険物安全週間等の機会を捉え、継続的に指導を行うなど、保安確保の徹底を図るものとする。

記

[重点項目]

1 移動タンク貯蔵所に関する項目（無許可又は基準不適合車両率（％））

- (1) 位置、構造又は設備の変更に係る変更許可申請の周知徹底（法第 11 条第 1 項：0.5%）
（※注入ノズルの無許可変更事例が多い）
- (2) 定期点検の実施及び点検記録等の備え付けの徹底
（法第 14 条の 3 の 2 違反：4.4%、政令第 26 条第 1 項第 9 号違反：2.3%）
- (3) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（政令第 15 条第 1 項第 13 号、第 14 号違反：2.6%）
- (4) 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行の徹底
（法第 13 条の 23 違反：1.7%、法第 16 条の 2 第 1 項違反：0.04%、法第 16 条の 2 第 3 項違反：0.2%）

2 危険物運搬車両に関する項目（基準不適合車両率（％））

- (1) 運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
（政令第30条第 1 項第 4 号違反：3.9%）
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
（政令第29条 3 号、第 4 号、第 7 号違反：1.8%）

3 危険物運搬車両におけるイエローカード等の携行

必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底
（イエローカード不携行率：25.0%）

（備考）「法」とは消防法（昭和23年法律第186号）をいい、「政令」とは危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。

別添2

消 防 危 第 1 9 号
令 和 2 年 1 月 2 4 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長
日本貨物運送協同組合連合会会長
日本危険物物流団体連絡協議会会長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和元年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し、貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、法令違反事項の改修に係る指導及び改修の確認を徹底し、危険物の輸送中における危険物の保安を確保していただくようお願いします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	小島、大西
電 話	03-5253-7524 (直通)
F A X	03-5253-7534

(別添及び別記は同様のため省略)